

感染性疾患による出席停止について

お子様が感染性疾患に罹患したと診断された場合、学校保健安全法第19条の規定により、感染のおそれなくなるまでの期間、出席停止を指示します。ご家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

出席停止期間の目安

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （インフルエンザ様疾患を含む）	発症（発熱）後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
	その他の伝染病として 発疹性水疱性口内炎（手足口病） ヘルパンギーナ 伝染性紅斑（りんご病） 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 等	条件によっては出席停止の措置がとられ、医師において感染のおそれがないと認められるまで

出席停止期間を参考に、医師に相談後、登校させて下さい。その際、「出席許可証」を保護者で記入して学校へご提出下さい。